

4 - 6 ダムのあり方

（１）基本的な考え方

わが国では、治水、利水、発電等を目的として、すでに多くのダムが全国の河川に建設され、これらが生活の安全・安心の確保や産業・経済の発展に貢献してきたが、河川の水質や水温に影響を及ぼすほか、魚介類や土砂等の移動の連続性を遮断する、安定的な放流操作により流水の攪乱機能を喪失するなどにより、河川本来の生態系と生物多様性に重大な悪影響を及ぼしている。

したがって、ダムの建設は、河川環境の観点からは極力抑制するべきであり、治水および利水の観点からは新たな理念に沿った抜本的な再検討が必要である。

なお、地球温暖化による気候変化や社会情勢の変化といった不確定要素などについては順応的に対応するものとする。

堰あるいは発電用・農業用等のダムについても、上記に準じた取り扱いが必要である。

（２）新規ダムについて

新規ダムについては、自然環境を破壊する恐れが大きいため原則として採用しない。

新規ダムは、地域特性をふまえるとともに、河川環境保全の観点ならびに新たな治水および利水の理念に沿ったうえで、考えうるすべての実行可能な代替案について検討し、ダム以外に有効な方法がないと確認された場合に限り、認められるものとする。

~~計画段階から次の事項について徹底した情報公開を行うとともに説明責任を果たす。~~

- ~~→ダムの必要性と建設予定地点の選定理由~~
- ~~→各種代替案の有効性の比較~~
- ~~→自然環境への影響~~
- ~~→自然環境への負荷も考慮した経済性~~
- ~~→その他~~

~~新規ダムの建設は、合理的な必要性があり、建設地点が自然的・社会的条件から最適であり、考えられるすべての実行可能な代替案のなかで最も有効性があり、自然環境への影響が社会通念上止むを得ないとされる程度であり、経済性に優れ、かつ流域住民 **および** **GO・NPO** を含む社会的合意がある場合に限られるものとする。~~

なお、新規ダムを建設しようとする場合、ダム事業者は、計画段階から住民が建設の適否を判断するに必要な情報を公表するとともに、十分に理解できるように説明しなければならない。

計画・工事中のダムについても、新規ダムに準じた取り扱いをするものとする。

（３）既設ダム・堰について

既設のダム・堰が、自然環境に重大な影響を与えている場合、あるいは機能を低下・喪失した場合、撤去から存続にいたる幅広い検討を行い、存続させる場合には、ダム機能の

回復をはかる、あるいはダム湖の水質改善対策、選択取水機能の追加、生態系・土砂の連続性の回復などを実施して自然環境への影響の軽減をはかる必要がある。とくに、ダムへの堆砂は、河床低下や海岸侵食をもたらしており、早急な対策が必要である。

また、河川の基本的特性の一つである攪乱機能を補償するため、ダムからの放流操作については利水安全度を考慮した弾力的運用が必要である。